

京都市交通局管理規程第22号

京都市交通局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程

(京都市交通局職員退職手当支給規程の一部改正)

第1条 京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改める。

(京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程(平成19年3月30日)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附則第5項中「新規程」を「この規程による改正後の京都市交通局職員退職手当支給規程」に、「施行日」を「この規程の施行の日」に改め、同項を附則第3項とし、同附則中第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 職員が平成28年4月1日以後に退職することによりこの規程の規定による退職手当の支給を受ける場合において、その者が同日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、京都市交通局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成28年3月31日京都市交通局管理規程第22号)第1条の規定による改正前の京都市交通局職員退職手当支給規程第2条の2から第3条の3まで並びにこの規程による改正後の京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程(以下「改正後の規程」という。)附則第4項及び第5項の規定により計算した退職手当の額(別に定める職員にあつては、別に定める額)が、第2条の2から第3条の3まで及び改正後の規程附則第4項及び第5項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた

額)とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)